

竹原市総務文教委員会

令和 7 年 9 月 4 日開会

(付託議案)

- 1 議案第 40 号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第 41 号 竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第 43 号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第 46 号 令和 7 年度竹原市一般会計補正予算（第 4 号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年9月4日)

出席委員

氏名	出欠
堀 越 賢二	出席
村 上 まゆ子	出席
松 本 進	出席
道 法 知 江	出席
大 川 弘 雄	出席
川 本 円	出席
高 重 洋 介	出席

委員外議員出席者

氏名
山 元 経 穂
今 田 佳 男
蕎麦田 俊 夫
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原 章弘

議会事務局係長 木原 昌伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職　　名	氏　　名
副　　市　　長	新　谷　昭　夫
総　務　部　長	向　井　直　毅
教育委員会教育次長	沖　本　太
教育委員会参事	大　橋　美代子
総　務　課　長	品　部　義　朗
財　政　課　長	大　川　真　功
危　機　管　理　課　長	岡　元　紀　行

午前9時57分 開会

○委員長（堀越賢二君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。なお、発言にあたっては挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願ひいたします。以上の進行方法により会議を進めて参りますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第3回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第3回定例会へ提案をさせていただいている議案のうち、議案第40号他3議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重なご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行って参りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ご異議なしと認め、そのように執り行います。なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第41号、竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） おはようございます。

では、総務課のほうから議案第41号の竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

議案参考資料の11ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、これに関連する条例であります竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の2つについて、必要な規定を整備するものでございます。

1番目の提案の要旨でございますけれども、令和7年1月8日に公布されました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、育児に関わる部分休業の取得形態の拡充をするとともに、仕事と育児との両立支援制度について、情報提供や利用の意向確認など必要な規定を整備するものでございます。

2番目の改正の内容につきましてですけれども、まず（1）番目の部分につきましては、部分休業というものにつきましては育児のために勤務しないことを認めるということが部分休業になりますけれども、今現行では1日2時間を超えない範囲で30分単位で取得をするということと、あとは勤務時間の始まりと終わりに限るという形になっておりましたけれども、今回の条例におきましては、勤務時間の始まりと終わりに限るという取扱いを廃止するという内容になっております。（2）番目の部分につきましては、今、先ほど（1）で説明させていただきました部分が第1号部分休業という取扱いになりまして、その第1号部分休業に加えまして、1年度につき10日相当の範囲内で、1日当たりの上限時間数に関係なく、育児休業を取得することが可能となる第2号部分休業というものを新設しまして、第1号の部分あるいは第2号の部分休業のいずれかを選択できるような内容となっております。（3）番目の部分休業を取得できる非常勤職員、ここは会計年度職員になりますけれども、その対象要件につきましては、現行では1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものについてのみ、部分休業の対象とされておりましたけれども、6時間15分未満の職員に対しても部分休業を対象とするために、1日の勤務時間に関する

る要件というものを削除しまして、対象職員の拡大を図るという内容となっております。これにあわせまして、部分休業の子の年齢につきましても3歳に達するまでの部分をこのたび小学校就学の始期に達するまでというふうに改正をさせていただき、これに伴いまして、会計年度任用職員につきましても、第1号、第2号の部分休業が選択できるような内容となっております。（4）番目と（5）番目につきましては、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供等を行う内容であります。（4）番目につきましては、本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員に対して、育児休業の制度の情報提供に合わせて、仕事と育児との両立支援の制度に関する情報提供あるいは意向確認を行うものであります。（5）番目につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定期間というのが1歳1ヶ月に達する日の翌々日から2歳1ヶ月に達する日の翌日までの期間内において、仕事と育児との両立支援制度に係る情報提供あるいは利用の意向確認を行うものとなっております。（4）番目の職員から妊娠、出産等の申し出があった場合につきましては、こちらは既に育児休暇制度の個別周知あるいは意向確認を行っているところでございます。（6）番目の部分につきましては、部分休業の時間をどれくらいにするかとか、先ほど説明させていただきました第1号部分休業、第2号部分休業の取得形態を変更できることになっておりますので、それは変更できる特別な事情というものを定めている状況でございます。

3項目目の施行日につきましては、令和7年10月1日となっておりますが、2番目の（5）番につきましては、公布の日となっております。

議案第41号につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） ちょっとお聞きします。現在、これで改正する部分が出てきたわけですけども、よりよい方向になると思いますが、現在の育児休業の部分では、何人ぐらいの方が過去の実績としてそれを取得され、頑張っておられるのかっていうのをお聞きし

ます。

○委員長（堀越賢二君） 総務課長。

○総務課長（品部義朗君） この度の部分休業の取得状況でございますけれども、育児休業、どちらでもよろしいですか。育児休業につきましては、大体男性については、令和6年度の実績でいきますと対象の職員の20%。女性につきましては、50%という状況でございます。今回対象となっております部分休業につきましては、令和6年度につきましては、今5名ほど部分休業を取得されておりまして、今7年度につきましては途中ですけれども、今3名が部分休業を取得している状況でございます。以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） これは竹原市だけの問題ではないんでしょうけども、子育て支援ということで、もっともっと充実させていかないと、人口を増やすということが大事ですので、出ていかない、そして増やすという方向でもっともっと充実を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） 答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 先ほど大川委員のご質問もありましたように、国のほうもこういういろいろな制度をどんどん拡充しておりますので、こちらとしましては、やはり職員にいかに情報提供していくかっていうこともありますので、今回、一応こういう部分休業の関係も含めまして、今までハンドブックみたいなものを作っておりますし、それを職員が見てわかるような形で対応させてもらっておりますけど、今回、結構仕事と育児の部分というのは結構制度もたくさんございますので、今、別冊でそのようなものを今作成をしておりまして、そういう形で職員にしっかりと周知をしていく中で制度を活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 竹原市は特に人材、優秀なよく働いていただける人材を集めないので、優秀だけじゃないですよ。頑張ってもらえる人材を呼んでこないといけないので、そういう点ではこういうものをプッシュして、ぜひ、竹原市を良くしようとい

う人を採用していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） 総務課長、答えられる範囲内で答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 確かに、今やっぱり採用の関係でいきますと、やはり福利厚生の部分っていうのは、やはり民間企業さんもすごく福利厚生をたくさん取り入れておられますので、やはりそういう部分のところは、やはり受ける、受験するにあたっても、やはりそこは1つの要素となっておりますので、こちらとしてもそういう制度を充実させていただいて、少しでもたくさんの方に受験いただけるような取組をして参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

ないようですので、次に参ります。

議案第43号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 議案第43号の市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

議案参考資料の25ページをお願いいたします。

この本案につきましては、地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、既存の条文番号に繰り下げが生じたということになりますので、当該条文を引用します市長等の損害賠償責任の一部に関する条例について、条例中の引用条項を整理するものでございます。令和6年6月26日に公布されました地方自治法の一部改正、令和6年の地方自治法改正におきましては、公金収納のデジタル化や、あるいは情報セキュリティの確保に関する条項が新設されることとなっております。この自治法の改正に伴いまして、令和7年7月2日に公布されました地方自治法施行令の一部改正につきましては、先ほどありました公金収納のデジタル化に関する収納に関する手続きを定めるとともに、サイバーセキュリティの確保の方針等を定めておりまして、その中で一応地方自治法施行令の中に第173条第4項として、特定収入に関する収納という条文が新たに加わったということに伴

いまして、既存の条文番号に繰り下げが生じたものでございます。

あと、2番目の施行期日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号の規定による政令で定める日というふうになっております。

議案第43号につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

ないようですので、次に参ります。

議案第46号、令和7年度竹原市一般会計補正予算第4号を議題といたします。提案者の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） それでは、今回9月定例会に上程する補正予算案について、ご説明をいたします。

まず、1ページでございますが、このたびの補正予算案の概要といたしましては、観光デジタルマーケティング事業に係る経費、緊急浚渫推進事業に係る経費、大乗小学校統合に伴う通学環境整備事業に係る経費の他、令和6年度に実施した各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、これらに対応するための経費が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億822万8,000円を追加し、総額を156億7,544万7,000円とするものであります。歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費のほぼ全款において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては、3ページ以降に主な事業の内容で記載しております。

3ページをご覧ください。まず、上の段でございます。総務費及び農林水産業費、財政一般事務に要する経費について、国・県支出金返還金3,416万1,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、国・県の交付金及び補助金を活用して、瀬戸内醸造所株式会社が行っていた事業について、交付金及び補助金対象設備をその他の事業者へ資産譲渡するため、交付金及び補助金を国、県へ返還するものであります。財源

につきましては、その他財源として事業者からの返還金等を充当することとしております。

続きまして、下の段であります。民生費及び衛生費、一般事務に要する経費などについて、国・県支出金返還金 3, 728万4, 000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、民生費及び衛生費において、令和6年度に実施した各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、必要な予算計上を行うものであります。返還の対象となった事業の主なものにつきましては、まず社会福祉総務費については生活困窮者自立相談支援事業、障害者福祉費につきましては、福祉医療費公費負担事業、児童福祉総務費につきましては、児童手当負担金、生活保護総務費につきましては、医療扶助費、健康増進対策費につきましては、新型コロナワクチンワクチン接種体制確保事業などであります。財源につきましては、全額一般財源になります。

続いて、4ページの上の段をご覧ください。民生費、母子父子家庭援護に要する経費について、施設入所措置費 769万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、DV被害に苦しむ、または住宅経済事情の悪化により、生活に困窮する母子を保護するとともに、母子の生活及び経済の双方の自立を図るため、施設への入所に係る費用を負担するものであります。財源につきましては、国庫支出金 384万5, 000円。県支出金 192万3, 000円を充当して、残りを一般財源とするものであります。

続いて、下の段でございます。農林水産業費、農業用施設整備に要する経費について、新設改良工事費など 178万9, 000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、大雨時の浸水被害の軽減を図る目的で低水管理をしている防災重点ため池を常時監視するため、池の周りに監視カメラを設置するものです。設置場所につきましては、竹原市西野町の観音下池になります。場所の具体的な図面につきましては、後程ご説明いたします。財源につきましては、県支出金 176万円を充当し、残りを一般財源とするものであります。

次に、5ページの上の段をご覧ください。商工費、観光施設整備に要する経費について、大久野島活性化協議会補助金 100万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、大久野島の安全な環境を整備することを目的として、大久野島活性化協議会において、島

内に防犯カメラを設置するとともに、Wi-Fi環境を整備するための費用を協議会へ助成するものであります。財源につきましては、その他財源として企業版ふるさと応援寄付金を全額充当するものです。

続いて、その下の段になります。商工費、観光施設整備に要する経費について、委員報償など29万4,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、大久野島における観光のあり方について、竹原市や国をはじめ観光関連事業者やその他関係者などが各種課題を共有し、その解決策を計画的に実行するための安定的な財源確保を図るため、大久野島訪問税導入検討委員会を設置し、訪問税の導入について検討を行うものであります。財源につきましては、全額一般財源になります。

続いて、次のページの上の段になります。商工費、観光まちづくり事業に要する経費について、観光デジタルマーケティング事業補助金1,053万5,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、一般社団法人竹原観光まちづくり機構において、各種データに基づいた戦略的な観光地経営の実現を図るため、デジタルツールの導入を含めた竹原市観光ポータルサイトのリニューアルを行うにあたり、その費用の一部を補助するものであります。財源については全額一般財源になります。また、こちらについては先ほどご説明しましたように、竹原観光まちづくり機構に補助するというものでありますが、この経緯につきましては、まず8月26日付で竹原市観光協会、それから竹原商工会議所、竹原市、それに竹原DMOを加えた4者で竹原市観光デジタルマーケティング推進協議会というものを作っております。こちらのほうで、ホームページの新たなりニューアルについて検討するということです。本来であれば、この協議会に負担金または補助金という形で支出するということも含めて検討しておりましたが、この事業を行うにあたって、国からの補助金が確保できるということがわかりました。その際に、補助金の採択をどこでするかといったときに、DMOから申請することによって補助金が獲得できるということがわかりましたので、そういった意味でDMOを実施主体にして、ここに補助金を出すということになっております。先ほど言いましたその協議会の会長につきましては、竹原市観光協会会长が会長として就任されたというふうに聞いております。

次に参ります。下の段です。土木費、緊急浚渫推進事業に要する経費について、維持補

修工事900万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、大雨による災害の発生及び拡大を防止するため、河川等の浚渫を行うものであります。浚渫する箇所につきましては、吉名町の城川、それから同じく吉名町の平方川、下野町の本川支川、こちらの3ヶ所になります。こちらも図面につきましては、後程ご説明をいたします。財源につきましては、全額市債を充当します。

続きまして、7ページの上の段になります。消防費、消防団運営に要する経費について、消防用備品103万2,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、雨天時に安全に屋外活動ができるように、高視認性の雨カッパ91着を整備するものであります。財源につきましては、その他財源として消防団員安全装備品整備事業助成金を90万4,000円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続きまして、その下の段になります。教育費、学校統合に要する経費について、施設整備工事544万3,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、大乗小学校を竹原小学校へ統合するにあたり、児童が安心して通学できる環境を整えるため、大乗小学校に隣接する市有地の一部を路線バスの回転場及びバス停として使用することができるよう整備するものです。財源につきましては、全額一般財源になります。

1ページに戻っていただきまして、こちらです。歳出の説明に合わせて特定財源にも触れましたので、国庫支出金等の内容につきましては説明を省略させていただきます。こちらで言うと、左側で言うと20番の繰越金、こちらで予算計上しまして、最終的な収支の均衡を図っております。

最後になりますが、もう一度10ページに戻ってください。こちらは繰越明許費についてでございます。土木費におきまして、新開土地区画整理事業の施行に伴う土地造成工事等において、関係地権者との協議に不測の日数を要したことから、年度内での事業期間の確保が困難であるため、繰り越すものであります。一般会計補正予算案の説明は以上でございます。

また、図面についてですが、観音下池のほうから確認していただけたらと思います。こちら、今お手元にあると思いますが、図面左側の上にカラーで図面がついておりまして、この左の図面の中段より下に工場のマークみたいなものがあると思います。これが金陽社

様でございます。場所についてはそのずっと上に上がっていただきますと、水色の池のマークが4つ連なっておりますが、この一番下の池が観音下池ということになります。標高差にしてはこの等高線を見ていただけたらわかるんですが、かなり急な土地になっておりまして、池の深さ等につきましては、その下にあるような状況、その右とか左にあるような状況になっております。2枚目を見ていただきますと、現地の状況を写真で示しております。下池については①の状況でございます。こちらが観音下池になります。続いて、浚渫事業についての図面ですが、今お手元にいったと思います。そちらをご覧なっていただけたらと思います。これで、まず2枚目を見ていただけたらと思うのですが、こちら城川、平方川、本川支川ということで事業費を示しております。3枚目で市の全体の図面がありまして、こちらに中段に普通河川本川支川、これ、赤丸で示しております。下側の左側に城川、平方川とあります。その個別具体なものにつきましては、さらに次のページに城川から示しております、下にA箇所とB箇所というふうに示しておるのですが、こちらA箇所、B箇所、河川にずっとなっておりますので、ちょっと長い区域にはなるのですが、こちらのほうを浚渫することで右の下に柏の排水機場がありますが、こちらの詰まりなどの防止とか、越水に備えるということで計画をしております。それから、次のページへ行っていただきまして、平方川と本川支川の位置があります。まず、平方川につきましては、こちらはですね、浜満のカキを販売している手前の河川になります。この図面の一番左側が吉名のゴルフ場になっておりまして、そこから等高線で見るとかなり急に下ってきてるように見えるんですが、この水色の線が川でございまして、そのうちのこの赤い箇所を浚渫をさせていただきたいというものであります。それから、右側の本川支川につきましては、これは場所を下野町と申しましたが、受矢、こちらの付近になります。図面の下に瀬戸池がありまして、こちらも整備するようにしておりますが、ずっと上ですね、B箇所、こちらについて、石が積み上がっていたりして本来の流れを遮っておりますので、これを取ることで本来の流れに戻すというようなことで計画したいというふうに思っております。

最後になりますが、大乗小学校のバスの回転場とバス停の整備の箇所についてでございます。今、お手元に送られたかと思います。こちらですね、左側下が大乗地域交流センターで、下の右側が大乗小学校というふうになっております。今回整備するのはこの黄色で

塗られた箇所になります。ここは市有地、竹原市有地になっておりまして、こちらのほうを舗装することで、この赤でバスの動きを示しておりますが、このような動きで児童の送迎をしたいというふうに考えております。説明については以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ボリュームにもよりますけど、そうですね、ページ数をおっしゃっていただいて。どこでも大丈夫です。

川本委員。

○委員（川本円君） 概要の中の4ページですか、母子自立支援事業のところで少しお伺いいたします。今回の実施場所がここに書いてある竹原市外の母子生活支援施設というふうに明記されておりますけど、具体的にはどこにどういったものがあるか、ちょっと教えていただけますかね。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） こちらの施設につきましては、個人のプライバシーの保護という観点から避難先が知れるということになると、いろんな問題が生じますので、非公開ということにしております。よろしくお願ひします。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） よくわかりました。それが竹原市外ということですね。それと、今回の金額的な話になりますが、769万円というふうに予定されておるわけですけど、これ、対象者はどれぐらいを見越して、この金額を出されたのか、わかる範囲で教えていただけますか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 人数というか、答弁としては1世帯というふうに答弁させていただけたらというふうに思います。元々、当初予算で1世帯分の予算を組んでおりましたが、この度、新たな事例が発生したので、もう1世帯分の関係費用を計上させていただきたいということでございます。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 人数を言うと、その家庭の子供が何人とか、あれとかというの

がわかつちゃうので、ということです。

川本委員。

○委員（川本円君） ちょっと確認。1世帯が769万円ということですか。そういう意味ですか。わかりました。

続きまして、6ページですかね、観光デジタルマーケティング事業のところでお伺いいたします。事業内容のところに竹原市公式観光ポータルサイトのリニューアルというふうなことを明記されております。金額的にも結構多い金額で、実際にポータルサイトはあるわけですけども、なぜ、リニューアルをする必要がこの度あったのか。特別な理由があるのでしょうか。今の現行のポータルサイトではだめなことがあったのでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいまの質問に対しまして、そもそも今のポータルサイトが令和9年3月、令和8年度末にサーバーの保守機能が終了するということが既にわかつておりました。当初は、こういったことを踏まえて、令和8年度において予算計上いたしまして、改修に向けて動きたいというふうに関係者で協議をしておりましたが、先ほど申しましたように、この度観光庁のほうでこれを進めるにあたって補助金の制度があるということがわかりまして、やはり全額一般財源で進めるより、こういった財源を活用したほうがより有利に進められるということで、今回補正予算を計上させていただいたということでございます。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） わかりました。DMOですかね、かなり皆さん気が注意しながら見られている事業でありますし、当然その結果が求められる事業として大いに期待されておるところでございます。ただ、お金をつぎ込めば解決できることでもないですから、できるだけ少ない予算で大きな効果が得られるようにですね、しっかりとそのDMOですね、発破をかけていただいてですね、当然そのDMOだけではないのでしょうけども、職員の皆さんもですね、しっかりとやってくれているとは思いますけども、何でもかんでも補助金ありきの進め方というのは私はちょっと疑問視しているところでございますので、その辺りをしっかりと見守っていただければと思います。答弁は結構です。

続いてよろしいですか。同じく 6 ページの下、浚渫事業のところですね。今回、城川、平方川、本川支川というふうに 3ヶ所ほど、私の地元は 2ヶ所ほどやっていただき、非常に喜ばしいことでございます。ですが、場所を見るとですね、知っておられると思いますが、城川にしても平方川にしてもですね、水勾配がほとんどないのですね。当然、水勾配がないのだから、流れが悪いのは当然のことであって、砂も溜まるしヘドロも溜まる。常態化しているわけでございます。水門にも悪影響を及ぼすような、今始まった話じゃないし、何十年前からやっています。その処理に苦労されているというのもよく聞きます。特にお聞きしたいのは浚渫に限らずですね、河川の付近の周りの整備、例えばさっき草木とかという話が出ていましたけども、草木の刈り入れとかですね、そういった整備を抜本的に目指して、ちょっと広範囲にやるっていうことをしないと、単にそこをさらっただけで解決する問題ではないと思いますけど、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 河川の抜本的な改修ということでございます。この度の補正予算の提案につきましては、具体的に申しますと、例えば城川とかについては、河川の形状から今委員おっしゃられましたように、どうしても土砂が堆積しやすいというのは以前からあるというのは私も承知しております。そういう中で、担当課において、定期的に浚渫を行っていたということがあります。今現在で言うとですね、以前は一般財源のみで対応しておりましたが、今、国の浚渫事業に対する地方債、これは後年度、交付税算入が 70%ほどありますが、こういった有利な財源があるということでこれまで取り組んでおりました。そうした中で、令和 6 年度末にこの制度が終わることになっておりまして、竹原市のみならず、全国の自治体が引き続きの制度の継続を要望しておりましたところ、令和 7 年度以降 5 年間継続されるというござりましたので、この度、この 3ヶ所を緊急的に整備するというものであります。今、ご指摘のありました、そもそもその河川の浚渫以外の草木の伐採だとかっていうことにつきましては、必要があることではあると思いますので、ここは担当課とちょっと話をしまして、そういうご指摘をいただいているということで回答させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

道法委員。

○委員（道法知江君） 委員長、すみません、3点ありますので、よろしくお願ひいたします。最初に4ページの民生費の母子自立支援事業のことをお伺いさせていただきたいと思います。先ほど川本委員のほうからも、いわゆる今回の施設入所に関わる費用というのは聞いたのですけれども、竹原市として、いわゆるDVとか経済の困窮者とかということだと思うのですが、そういう記載がしてあるので、そうだと思うのですけども、その実態っていうか、実際のニーズの件数というのはどのようにになっているのか、わかれれば教えていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今、全体の数の把握、ニーズということでございます。こちらにつきましては、我々が把握しておりますのは市民生活部中心に相談員を配置する。もしくは人権センターでの相談、こういったことで相談とか他者からの通報に基づいて人数を把握しているというふうに認識をしております。そういった中で、少しでもそういった状況を通報も含めて、おかしいなということがあれば、相談員もしくは職員が必要があれば出向いて事実を確認して、その後の対応につなげているというふうに認識しております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 私も様々関わりをさせていただいたこと、経験があるのですけれども、いわゆる760万円という金額が正直なところ1世帯に関わる。それには、先ほど言っていたように相談員とか人権とか、様々な人たちが、多くの人たちが関わって助けていくということだと思います。この施設の入所だけではなく、そこに至るまでのことはよくわかるのですけれども、ここに書かれてあるのは母子の生活及び経済の双方の自立を図るためにすることになると思うので、ちょっと確認をしたいのですけども、県との事業なのでね、よくわかるのですが、竹原市としては市はどこまで関わるのか、その出口戦略っていうのはどのように捉えているのか。いわゆるその補正予算で760万円出ているわけですので、そういったことも踏まえて、ご答弁いただける範囲で結構なのですけれども教えていただければと思います。

○委員長（堀越賢二君） 金額的なところでですかね。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） 確かに保護するというだけでなく、その後の自立っていうのは委員がおっしゃられますように非常に大切なことだというふうに思います。そういった中で、これも市民生活部の中でとなります。いろんな相談窓口の中で自立に向けての相談員というのも配置をしております。やはり必要があれば、こういった方とも連携しながら、自立に向けて相談するという、そういった予算も組んでおりますので、引き続きそういう取組をしていきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） ちょっと担当課ではないので、市民生活部とかがよくわかっていると思うのですけども、入所後ですよね、就労の支援とか、あるいはその住居の確保、それとか子育て支援ということも関わる費用だということの認識でよろしいでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今回、補正予算に上げているのはあくまでも施設の入所に係る経費ということで、それ以外の今委員がおっしゃられた経費につきましては、繰り返しになりますが、例えば支援員さん的人件費とか、それに係る事業費というのは別途計上しているというふうに考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） しっかり相談を承るということが一番大事かなと思いますので、引き続き担当課のほうにはそのようにお伝えいただければと思います。

2点目の質疑なんですけれども、大久野島のことなのですが、5ページの下のほうですね、いわゆる訪問税についてお伺いさせていただきたいと思います。前回7月24日の総務文教委員会のときにもご説明をいただきました。それで、その検討委員会設置のための費用ということであるというのはよくわかるのですけれども、そこでも前回も質問させていただいたのは、やっぱりその導入の目的とか使途、どういうふうに使われるのかということの明確化っていうのが非常に大事になってくるのではないかなと。そのためにその委員の方々にしっかり協議をしていただくのはわかるのですが、その委員会に諮問するわけ

なので、市としてのスタンスというのですかね、何を諮問するのかというのがもう少しわかれば教えていただければなと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今、訪問税の導入について何を諮問するのかという具体的な話ということでございます。こちらについてはさっき委員も言われましたように、委員会の中で概要についてはご説明をしたところでございます。この間、市が認識しているその大久野島に対する課題という中で、例えば、国のほう、環境省との話をしているという中の大きく2点ということでございます。例えば、1点目で言うと、大久野島の環境整備の促進、それから毒ガス関連遺跡の適切な管理保全、こういったことを話をしております。こちらのほうにつきましては、やはり多くの方が平和学習という意味合いで大久野島に訪れていただいて、過去にあったですね、あってはならないような戦争を含めたですね、遺産を見ることで、あってはならない、今後こういうことを繰り返してはならない、こういったことがあったんだなという勉強に来られていると。そういった遺産がやっぱり風化しているということで、適切な保存を求めているというのがまず1点目でございます。それから、2点目として、そうは言いながら、余暇という意味で観光客がたくさんお越しになっておられますが、この観光客が来られる中で例えば今もそうですけど、第二桟橋付近につきましては非常に暑い中、屋根がない、もしくは空調設備がない中で長い列を待っていただいているというような状況があります。こういったところを解消していきたいということでこれも国のほうと話をしております。そういった中で、そうは言いましても、なかなかお話する中で進んでないというようなこともありますので、それに対する財源の確保っていうのをこれまで国を含めて連携しながら検討して参りましたが、ここが協力金にするのか、税にするのかという中で、今回はやはり法的拘束力が強い訪問税の導入を検討を目指したいというようなことでこの検討委員会を設置して、どういったことを、いろいろ課税客体だとか使途だとか、そういったことを検討していきたいという思いで今回提案をさせていただきました。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 検討委員会に諮問する前には市としてはその基本的な考え方をし

っかりお示ししなければ、丸投げ状態みたいになってしまふのではないかなっていう気はいたします。それと、観光関連の事業者からの意見も聴取しながら、当然進めていっていただけるのではないかという思いと、あと前回の委員会でも申し上げたように、ウサギの生息、ウサギがたくさんいる、ウサギを癒しに来るウサギの島っていうふうな言われ方をしている大久野島もある。これを見ると、今日の新聞にも載っていましたけど、奈良の鹿がどんどん増えていっているっていう、鹿にお煎餅をあげるから。そういったことも踏まえると、これは環境省の問題で市が取り扱うことができないということなのか、そういうことも含めて検討されるのかどうかを伺いたい。前回申し上げたように全国からそのウサギを守らないといけないのでないかっていう、そのネットで繋がっている方たちがたくさんいらっしゃって、ウサギといえども野生動物なので、どこまで守っていくのかっていうことに対しては、やっぱり自然に生息していただくことが一番ベストだと思うのですけども、そういったことに対する内容ではちょっと今伺ったのは1点と2点でしたので、ウサギの餌やりもこの夏もすごい非常に大変で、もう腐っていて腐敗がして、それを片付けるのは皆ボランティアだったっていうふうに見てます、聞いています。そういうことも踏まえて検討されるのか、ウサギの島としての観光を誘致しているので、であるならば、そういったウサギの自然の生息に関わることもこの費用の中には今後委員会の中では検討されるのかどうかをお伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） まず、1点目の観光関連事業者様の意見を聞きながら進めていくのかということにつきましては、今現在予定しているのはこの委員会の中に多分地元の航路事業者様、それから地域の方の代表、こういった方に入っていただきまして、地元の事情も踏まえる中での検討をしていきたいというのは我々も考えております。他に観光事業者という定義がかなり広くなりますので、やはりそこは今言いましたように繰り返しになりますが、代表の方に入っていただく中でご意見も頂戴したいというふうに考えております。それから、2点目のウサギのことでございます。こちらにつきましては、既に大久野島未来検討会議というものが立ち上がっておりまして、環境省、それから竹原市、その他関係者の方でウサギに対する対応ですね、こちらの協議は継続して進めております。

考え方としては、今委員おっしゃられましたように、大久野島に生息するウサギは野生のウサギということで、直接的な保護というのは今は検討されていない。ただ、やはりウサギを、愛好家も含めて、やっぱりかわいいということで癒されにお越しになられているという事実がありますので、ウサギとの距離感を保つため、それとか、あとは餌やりのルールでその餌を捨てて帰られる方もおられるのですが、その残渣の処理、こういった問題については観光客の増加による新たな要因の発生ということになっていますので、検討の1つには上げていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） ありがとうございます。奈良の鹿も書いてあったのですけども、日本人のみならず、いろんなインバウンド、外国の方たちがわかりやすいような何かパンフレットを渡すとか、そういう方法もあると思いますし、多言語的なものも準備していかないといけないのかなということは感じております。それと、いわゆる入島料になるか、訪問税っていうのが、宿泊税になるのか、あるいはその船舶の運賃の上乗せになるのかということも、そういうことも含めて検討委員会で検討されるのかと思います。そこでそうすると、財政効果も市としてはどのように今のところ見込まれるというふうに考えておられるのか。これ、市がやっぱり考えていかないと、検討委員会に任せますだけではいけないなというふうに感じるのですけども。想定の入場者数というのは、前回の委員会で質問させていただいたときには現状は19万人、約20万人の方が島を訪れていただいているということを考えると、その試算ですよね、一番大事な財政効果の試算っていうのはその想定の入場数から見込まれる年間の税収というのはどれぐらいになるかっていうのを考えておられるか、最後お伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 訪問税の試算ということでございます。今、委員おっしゃられましたように、令和6年の1月から12月までの1年間の大久野島の総観光客数は約19万人ということでございます。そうした中で、こちらが引き続き19万人だったとして、どなたを課税客体として見るのかということがやはり大事になってくると思います。そういった中で、例えば宮島を例に取ってみると、例えば子供さんは課税をしないとかです

ね、宮島の場合は大久野島と違ってたくさん住民の方がおられますので、こういった住民の方はそもそも非課税ではなくて不課税で要は対象にしないだとか、いろんなルールを作られております。徴収の方法も今委員おっしゃられました乗船料に上乗せするのかということにつきましても、これも宮島の例になるのですが、何種類か方法を採られておりまして、まずは乗船券に税金を上乗せしたもの購入してもらうというルールがあります。それから、回数券をお持ちの方がおられます。こういった方はもう券を買われておりますので、乗船される手前で別途、訪問税をお支払いいただくというようなルールになっております。あとは、例えばさっき観光関連事業者というお話をありがとうございましたが、観光でツアーとかで団体客等が来られる場合があります。こういった場合は、そのツアーレンジに含めて、観光事業者がまとめて払っていただくというようなことになっております。あとは細かいことを言うと、定期券っていうのも準備されていてですね、そういった方につきましては、先ほどと一緒に別途乗船する前に訪問税相当額を払っていただくとか、いろんな整備を考えておられます。本市についても、やはり竹原市側に限らず、乗船する場所というのがありますので、そこでどういった徴収をするのかって言うのは我々だけじゃなくしてですね、協力していただける事業者様の思いもあると思いますので、そういうことも踏まえて、適切に対応していきたいというふうに考えております。あと、試算につきましては、おいくらになるのかっていうことはありますが、一定に決定してから計算するというのではなく、やはり想定というのは大事だと思いますので、ちょっと金額はまだ言えませんが、想定をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 3つ目です。観光デジタル、次の6ページになります。観光デジタルマーケティングの事業についてお伺いさせていただきたいと思います。デジタルマーケティングで何を一体達成しようとされているのかを伺いたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） デジタルマーケティングで何を達成するかということでございます。今のポータルサイトは非常に情報発信するについては有効活用をされていて、竹原市観光協会のほうで情報発信をしていただいております。それについては、やはりイベ

ントをするときはかなりの閲覧者がおられまして、そういうしたものもログ解析によって、何日に何人閲覧しにきてているというのは、これまでも分析はしておりました。ただ、どちらかというと、まずそこまでの分析しかできなかつたっていうのが今のホームページのシステムでございます。やはり、デジタルマーケティングでございますので、次に整備しようとするものは、例えば年齢層だとか、どなたがどこから来られて閲覧して、次にどこに閲覧しにいっているのか。その方の閲覧状況から興味関心がどこにあるのかなど、許せる範囲でその顧客状況の把握、こういったことをしたいというふうに考えております。その把握したものを竹原市の中でその方の興味関心先はどれで、どの情報をその方にお伝えすればより効果が出るのかといったようなシステムにするように今計画をしております。ですから、そういう意味でデジタルマーケティングという言葉を使わせていただいております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） それがいわゆるそのデジタルツールっていう下に書いてあると思うのですけども、デジタルツールの導入というのはこういう内容に、今の答弁があったような内容になるのかなと思います。そもそも1000万円を超える、投じる補正予算ということもあります。先ほど説明があったように、国からの補助金がDMOから申請によってあるっていうことだったので、この時期になったのかなというふうに思いますけども、今言われていた、いわゆるそのアクセス数とか、興味がある方の対象を絞っていくってことに対しては、そもそも本来あったのかなと思うのですけれども、最初はまずSNSとか旅行サイトとか、そういうところから始まっていったことではないかなと思います。一般社団法人の竹原観光まちづくり機構が今後はサイト運営したりとか、されるのかどうか。更新とか、そういう体制はどうなのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 運営体制についてでございます。その前にまず第1点目で事業費、全体事業費についてお伝えしておりませんでしたので、今申し上げますと、全体の事業費につきましては、税込みで1,913万1,000円です。1,913万1,000円で、うち補助金が870万円ですね、切り上げで。1,913万1,000円に対し

て補助金が870万円ということになっております。その差額を今回補助金として予算計上させていただきたいというものでございます。今後の運営ということについてなんですが、先ほど申しましたように、そもそも今現在のホームページは観光協会を中心にですね、竹原商工会議所、竹原市の3者でこちらのほうで運営をしているということでございます。今後も引き続き、この3者も関わっていただけるという中で、ランニングコストにつきましては、竹原市と観光協会が負担するということにしております。よって、DMOだけがここに関わるということではなくて、やはり引き続き観光協会もしくは竹原市ですね、こういったところも含めて、運営をしていくということで考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） かなりの金額を導入するということになります。観光を竹原市としても大きな売りにしていることもありますけども、やはりお金を出す以上は費用対効果っていうのは常々、検証していかないといけないかなと思いますので、その点について、最後答弁していただければと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 導入する経費との費用対効果ということで、確かに委員がおっしゃられますように、かなり高額の経費をかけますので、やはり費用対効果を意識してやらないといけないというのはもうおっしゃられるとおりだと思います。そういった中で、いろんな目標値っていうものはあろうかと思うんですが、本市においては、竹原市観光振興計画というのを立てております。これは既に公表されておりまして、ここには目標の値もそうですが、取組事項も含めてここに記載しておりますので、やはりこういった目標が達成できるように関係者で協力して取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（道法知江君） 財政課長、ありがとうございました。ご丁寧な答弁をありがとうございました。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） それでは、5ページをお願いします。上段ですけれども、大久野

島の環境整備事業。これでWi-Fiとか防犯カメラということで予算がついていますが、この予算の財源が企業版ふるさと応援寄附金、企業の方も応援していただきながらやっていくのがだんだん表現が見えてきたんによかったなと思います。また、このWi-Fiですよね、監視カメラ、防犯カメラ、大久野島で事件がありまして、やはり皆さんも不安に思っていたんですけども、警察の方も何かしょっちゅう行っていただいているらしくて、港では時々見かけるんですよ。だから、そういう点では安全性も大分増してきたんだと思うんですが、しかし、夜の部分もありますし、やっぱり防犯カメラは桟橋の2ヶ所っていうのは、もう少し足りないかなというふうに感じています。Wi-Fiのほうですけども、Wi-Fiが飛んでくれば、世界に発信していただけますので、そういう点でも大久野島を売るという方向で、もっともっといろんな方が配信しやすい環境ができるので、よかったですと思うんですけども、ぜひ、これをまず財源は企業版ふるさと納税からの部分ですけども、これをもっともっと充実させていただきたいという思いがあるんですけども、それに対して、どのようなお考えですか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 防犯カメラの設置台数の充実ということでございます。この度の防犯カメラの設置につきましては、今委員おっしゃられましたように、やっぱりあつてはならないような事件がある中で、やっぱり監視体制を高めようということで今回の設置に至ったということでございます。元々、第二桟橋に監視カメラが2台ついておりました。それに加えて、これも環境省、休暇村大久野島、それから竹原市、こちらのほうで協議した結果、さらに死角となるところがあるので、第二桟橋に追加で2台、それから、第一桟橋に1台つけようということになったというふうに聞いております。その他の設置の台数につきましては、やはりここは難しいところでですね、いろんなプライバシーの配慮というようなこともその協議の中で話に出たということで、今後につきましてはまだ増設の予定はないということでございますが、必要があれば、やはりそういった設置も検討しなければいけないということで考えているというふうに聞いております。それから、カメラの性能についてでございますが、さっき夜間というお言葉もありましたが、今回設置するのがフルハイビジョン、かなり画質の良いもので、かつ赤外線の距離でいうと30メー

トルまで鮮明に映るものというふうに聞いておりますので、そういう意味でも性能がいいものを設置するということで聞いております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 方向性としてはいいと思いますので、ぜひ、その安全ということを追求していただきたい。ただ、事件が起きてからだと遅いので、これで大分違ってくると思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、その下の部分ですけども、大久野島の訪問税導入。これは、委員会を設置するということで、開催するということなんですけども、このやり方はいろいろ今から検討されていくということでやっていただきたいと思います。また、今、国からの予算もあります。大久野島の環境についてとか、今からの観光としてどう売っていくのか、世界遺産にするのか、何にするのかという方向も含めて今検討中ですよね。そういう方向、そういうものも合わせてトータルで考えないと、やっぱりいくらにするか、何に使うかっていうところが焦点になってくると思いますので、そこでですね、このいろんな方を委員としてお迎えしてやっていただくということなんですが、ぜひ、その専門性がある方もおられるんだと思うんですけども、ぜひぜひ、そのいろんな人のね、その委員の方もいろんな人の意見を聞きながら、また市の方ももっともっと情報を取りながら、どうしていったらいいのかっていうものをね、今の現状が特になかなかわかりづらい部分もあると思うんです。例えば、大久野島の灯台っていうのもあるんですけども、それがある人に聞くと、元々は石でできていたものがあって、それは今どこかに移築されていてとかね。そんなこともこの間聞いたことがあります。僕はそれは知らなかったです。だから、いろんな人からいろんな情報を得ながら、いいものを作っていくっていうことがね、大事だと思う。それにはやっぱり情報元がいっぱいいると思うので、そういう環境を整えてほしいんです。どちらかというと、専門的な人と学者を呼んで、はい、検討委員会、訪問税はこうあるべきみたいなことをやっていただくんでしょうけども、決めるところではないでしょうね、諮問されたところでしようけども、ぜひぜひ、慎重に深い議論をしていただいて、本当、これによって大久野島がよくなる、竹原の観光が発展するという方向づけでやっていただきたいと思いますが、意見徵取の環境についてはどのようにお考えですか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 委員会で多くの人の声を聞くことが大事ではないかというようなご意見でございます。おっしゃるとおりだと思います。やはり、一部の方のご意見だけを聞いてということにはなりません。ただ、委員会の設置に当たりましては、やっぱり専門性の方の意見を聞くということも含めて大事だということで、例えば税の仕組みの観点からとかですね、あとは一方で観光の観点からとか、そういった方のご意見を聞くということは想定をしております。ただ、今委員おっしゃいましたように、委員会以外の方からもですね、例えばオブザーバーだと、またはアドバイスをいただくとか、そういったことも含めて広く今考えておりますので、必要な都度ですね、意見を聞きながら、良いものになるように進めていきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） アドバイザーはいいですよね。ぜひぜひ、そういった方向で多くの意見を集めていただいて、いいものが答申で返ってくるようにお願いいたします。

次は、6ページの上段ですが、デジタルマーケティングっていうことで、今、誰がどこにいるとか、ちょっと怖い世界になっていますけども、マーケティングを見る人にとってはすごいこれ、参考になりますよね。以前は、竹原に例えれば100万人来られました。観光客100って言っても、アバウトだったんですけども、今は割と確実な数字が出ます。だから、いろんな設計をするに対しても、戦略的にやっていけるっていうのがこのデジタルのマーケティングだと思うんですけども、じゃあ、これを使って何をするかっていうと、補助金のこともあって、ぜひ、やるべきだと思うんですけども、ニーズを把握できるっていうところが一番僕は大きいのじゃないかなと思うのですよ。観光のいろんなデジタルの使い方があるんですけども、どういったって買い物をしていかないと観光に来ていただく我々のメリットっていうのがね、いろんなことを、施設面でもしていかないといけないでしから、観光地っていうのはなかなかお金がかかるんですよね。それに対しての集客、そして消費額っていうところを考えると、やはり特産品を作っていくかないと、ニーズを把握して、アイスクリーム屋さんがあったほうがいいとか、お土産物が売れるように、じゃあ、何を買って帰りたいのかっていうところはこれから見えてくる部分があるんだと

思うんです。ぜひ、その特産品を作る部分において、参考にしていただきたいというふうにちょっと飛びますけども、その辺までは考えておられるんでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） デジタルツールを踏まえた特産品の開発ということでございます。先ほどおっしゃられましたように、やはり観光消費額を上げるということにつきましては以前から取り組んでおりまして、大きく一番効果があるのは宿泊者数を増やすということもありますし、コンテンツを増やすことで滞在時間が延びて、ここが宿泊に繋がっていくのではないかということに加えて、やはり特産品の開発ということも大事な1つだと思います。このデジタルツールの今回の開発と特産品の開発っていうのは直接的な結びはないとは思いますけど、先ほど申しましたように顧客のニーズを踏まえるということで、そういうものを参考にして民間事業者様とやっぱりこういうことをしたほうがいいんじゃないとか、ああいうものがあったほうがいいんじゃないかという議論の1つのツールにはなると思いますので、有効活用ができるように取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 会長は観光協会でやっていただくということで、なかなかいいアイデアだと思いますし、ただ、主体のDMOっていうところはその特産品を作るっていうこともやっていただかないといけないのでね。僕が何か言わなくても多分それは考えていると思いますけども、そこに対して我々も応援できるような体制を作る。ふるさと納税の返礼品も特産品も関わってくるわけですから、そこで財源も大きく伸びるというね。やっぱり何かこう小さくとらえないで、せっかくデータが集まったならば、いろんなところにね、使っていくべきだと思います。ましてや、その東京大学の協力もあるみたいですから、その辺も応援していただきながら、どうやったら竹原に交流人口が増えて、その財源が増えていくのかっていうところをね、皆で進めるべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に浚渫ですけど、川の浚渫はこれ、6ページの下の部分です。予算がね、追加というか延長になりましたので、ぜひ、今3件の川が挙がってましたけども、他のと

ころも多いですよ、こういったパターンは。ぜひ、計画的にやっていかないと、いざ、災害っていうときにはいつも流れてないんですけども、どっと流れるわけですから、その辺も計画的にやっていただける、5年間ですかね。そこもまた伸ばしていただきたいという思いはありますけども、可能な限り全体の川を計画的に浚渫するという方向で考えてよろしいでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 他委員からも同様な質問があったと思いますが、丁寧な説明をお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） 浚渫の計画的な取組ということで、先ほども委員のほうに説明をしましたが、やはり制度の有効的な活用というものを含めて、河川の周辺整備も含めて、計画的に進めていけるよう担当課とも話をしながら、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 7ページの上段、消防団の備品の整備のことなんですけども、いろんな安全面を考慮していただいて、大分消防団の備品は整ってきたというふうに思います。昔は何か長靴であったり、これで山火事を消しに行くんですかみたいな装備だったんですけども、今予算のこともあるんでしょうね、国のこと也有って。これは、消防団安全装備品の補助金か、そういうのを活用していただいているのでいいと思いますけども、問題は人員なんですよ。これを装備していただいて、活動はできるようになるんですけども、このことに対してはこういう方向づけとしてはいいと思いますけども、だんだん人員が少なくなって、消防団員が少なくなっていますので、また一般質問でもやりますけども、広報だけじゃ、なかなか人数は増えないんですよね。その辺を皆で協議しながら、消防団員が1人でもね、全員が一遍に参加できるわけじゃないので、よその町からも来ていただいています。事業所の方は仕事中で離れられないときもあります。だから、そういう面を含めて考えると多いほうがいい。定年も伸ばしていますけども、僕らも66歳でまだやっているんですよ。昔だったら、とくに定年だったんですけども、そういう工夫はされていますけども、やっぱり若い人が一緒に活動していただいて、まちづくりもで

きるということで、ぜひ、その広報だけじゃない魅力の発信とか、職員さんも課長になるまではやるとか、何かそういった工夫が必要だと思うんですけども、その工夫に対して、消防団員を増やすということに対して、何かこう、考えていることがありましたら。

○委員長（堀越賢二君） 質疑がかなり議案と離れた、かなり広範なものになっておりますが、備品の充実ということが団員の拡充というか、こういうものに繋がってくるということも踏まえて、答弁があれば、答弁をお願いいたします。

危機管理課長。

○危機管理課（岡本紀行君） 今回の補正につきましては、安全装備の整備ということでの補正でございます。委員もおっしゃられましたように、これまで消防団活動の実情を踏まえまして、整備については団本部であるとか、役員会議、こういったものの意見を参考に必要な整備を進めてきたところでございます。これが団員の活動の安全の向上に繋がっているということでございますので、消防団活動は安全であるというところが外にもアピールができれば、そういったところも消防団への入団に繋がっていかなければというふうなところでございます。一部ではございますが、そういったところもアピールしながら、その他入団促進については様々な方法があるとは思いますので、団員の増加については今後とも取り組んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩とします。

午前11時21分 休憩

午前11時24分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第40号、竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（沖本太君） それでは、議案参考資料の9ページのほうをご覧ください。

議案第40号となります竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、提案の要旨にございますように、竹原市立大乗小学校を廃止することに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、竹原市立大乗小学校を廃止し、竹原市立竹原小学校に統合することから、当該条例の第2条において、小学校の名称及び位置は別表第1のとおりとするとなっております。10ページの別表第1の新旧対照表に示しておりますとおり、大乗小学校を削る見直しを行うものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日からでございます。

説明については以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、説明員の方は退出していただいて結構です。ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条第1項及び第2項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申し出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） なしと認めます。

ここから、付託議案に関して、委員間討議を行って参ります。これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願ひいたします。

以上をもって、本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、議案番号順に順次討論採決に入ります。

議案第40号、竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第40号に反対をします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、令和7年度竹原市一般会計補正予算第4号について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は、すべて議了いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長にご一任願いたいと思いまですが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、ご了承願います。

説明員は、退室いただいて結構です。ありがとうございます。

それでは、その他事項に移ります。

それでは、閉会中の継続審査の申し出についてでありますが、次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出

るよう考えております。委員の方で継続審査調査について、ご意見等はございませんか。

川本委員。

○委員（川本円君） 個別案件のところのこの地域経済循環創造事業補助金に関するこ
とのうのは、これは残しておくわけですか。終わったけれども、他にもこれからも出てくる
かもしれないのですけど、とりあえず片づいたなら、削除してもいいかなと思うんです
が。

○委員長（堀越賢二君） 補助金に関してのことなので、一応は今回のものでそれぞれの
ものが出来ましたので。

高重委員。

○委員（高重洋介君） すみません。この件は私のほうから提案した件なんですけど、実
際にいろんな補助金の返還とか終わりましたけど、前回の委員会のときも道法委員のほう
からも、例えば収穫量とか、そういうことで私も今回ちょっと聞きたかったことがあつ
たんですけど、ちょっと外れるので聞かなかつたんですけど、実際にその畠を今借りてい
るわけですよね、市のほうが。その借りたままになっているわけですよ。そこへ新しい話
があるとか、ないとかという話はあるんですけど、その間に荒れ地になるわけじゃないで
すか、そういうところが。また、昨年なんか、ブドウをイノシシが食べてっていう、そ
ういう被害も関わってくることなので、残しておいて、これからブドウ園をどうしていくの
かとかというようなことがまた出てくるかもしれないで、一応先ほど言われたように総
括もされていないで、もう少しいろいろと検討をね、することはあると思いますので、
できれば残していただきたいかなというふうに思います。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。特に、瀬戸内醸造所については、今回
返還ということで決定いたしましたが、その他のことについても継続で状況を報告なり、
調査をしていくということで、引き続き個別案件について扱うということでおろしいでし
ょうか。

ありがとうございます。それでは、別紙のとおり議長に申し出ることに対し、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上で本日の予定は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございますでしょうか。

川本委員。

○委員（川本円君） 視察の件で、時期と内容はまだ決定ではないんですが、今現在わかっている範囲でいいので、ちょっといろいろ皆さんも別の仕事を持つておられる方もいらっしゃる。もし、わかる範囲で公表できる範囲で結構ですので、ちょっと教えていただければ。

○委員長（堀越賢二君） 係長。

○議事庶務係長（木原昌伸君） 今年度の視察先なんですけども、ちょっと今通知のほうをさせてもらっているんですけども、10月22日の水曜日に真鶴町というところに行きまして、中川一政美術館、今改修工事を行われているところなんですけども、そこに視察に行ければというふうに考えております。こちら今改修中なので、実際施設の中が見れるかどうかっていうのは、今先方の議会事務局と調整をしているんですけども、見れるようだったら、そういう状況も見させていただければというふうに思っております。

次に、10月23日、2日目なんですけども、こちらが今ちょっと午前中がですね、なかなか視察先が決まらなくて、ちょっと申しわけないんですけども、午後については14時から15時半までの間、鎌倉市のほうに災害時に備えたトイレトレーラーというものを整備されておりませんので、それを見学させてもらって、あとそれに伴って帰宅困難者への対応であるとか、避難所の運営について研修を受けるように計画しております。

最後、3日目の10月24日金曜日なんですけども、横浜市のほうに行きまして、横浜市民防災センターのほうを見学させていただければというふうに思っております。

10月23日の午前中なんですけども、もう少し視察先のほうをあたってみようと思いますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。以上です。

○委員（川本円君） 真鶴町ってどこ。

○議事庶務係長（木原昌伸君） 真鶴町は静岡県と神奈川県の丁度境なんですけども、神奈川県に入っています。

○委員長（堀越賢二君） 現在、今井先生のことも竹原市にはありますので、この中川先生のほうも文化勲章受賞者ということで、そういったような方に対する施設整備についてのあり方ですとか、そういったようなことも学んで参りたいと思いまして、視察先に考えております。先ほど、事務局のほうから説明もありましたけれども、23日の午前中のほうがいろいろと本当に10件近くあたってはいただいているんですけども、先方の都合等がやはりありますので、まだ決定をしていないということありますけれども、最終日までには視察先のほうをきちんと決めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。日にちは確定です。

他にありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、以上をもって、総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時39分 閉会